

(B) (主) 28-3



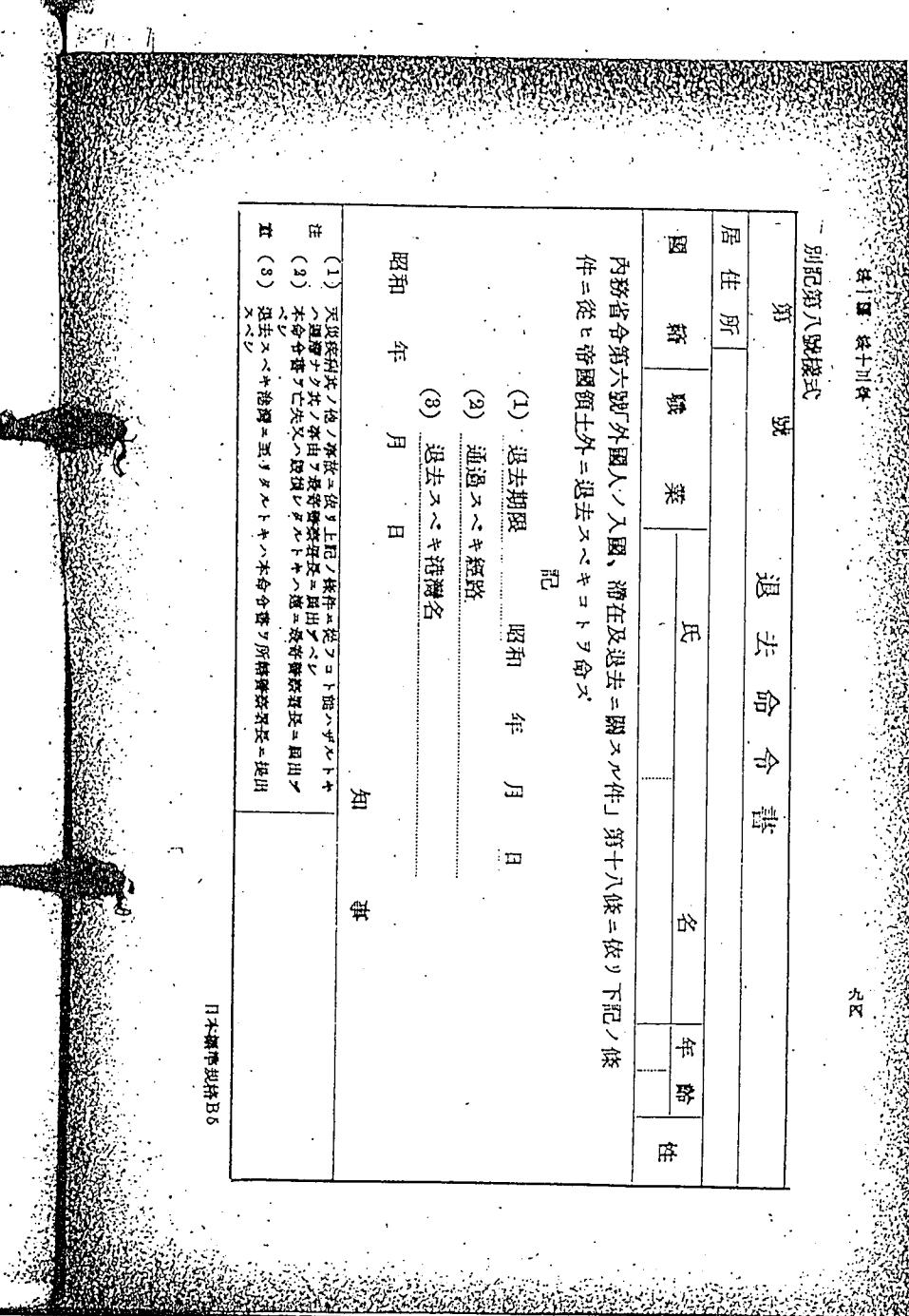
外事監察司

保局

國立公文書館	
分類	(五)(司)
配架番号	3A
	15
	28-3

別記第八號様式

居 住 所		退 去 命 令 書		
國	籍	職 業	氏	名
				年 齡 性
内務省令第六號「外國人ノ入國、滞在及退去ニ關スル件」第十八條ニ依リ下記ノ條件ニ從ヒ帝國領土外ニ退去スペキコトヲ命ズ				
記				
(1)	退去期限	昭和 年 月 日		
(2)	通過スベキ経路			
(3)	退去スペキ港灣名			
昭和 年 月 日 知 事				
<small>(1) 天皇御用其ノ使ノ外故ハ佐リ上記ノ條件ヲコト能ハズルトキ ハ退去ナシ其ノ自由ヲ喪失せば其ノ職出ノレ (2) 本命令書ヲ亡失又ハ毀損レタルトキハ該命令書を提出シ (3) 退去スペキ港灣ニ至リタルトキハ本命令書ヲ所持せん者長ニ提出スヘン</small>				
日本標準規格B6				



第一編 外國人(主トシテ支那)ノ居住及勞働關係

(例規集第二類第四款三五六頁ニ該存スルヤハ)

第一章 關 係 法 令

一 條約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ノ居住及營業ニ關スル件

勅 令 (明治三十二年七月二十八日)

(勅令第三五二號)

第一條 外國人ハ條約若クハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セザル者ト雖從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住移轉營業其ノ他ノ行為ヲ爲スコトヲ得但シ勞働者ハ特ニ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非レバ從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住シ又ハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ズ

勞働者ノ種類及本令施行ニ關スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

第二條 前條第一項但書ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第三條 本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

第四條 明治二十七年勅令第百三十七號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

二 儒約著ハ實行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ノ居住及營業ニ關スル件施行細則

内務省令(明治三十二年七月二十八日
省令第四二號)

第一條 明治三十二年勅令第三百五十二號第一條ノ行政官廳ハ庭府縣長官トス

第二條 明治三十二年勅令第三百五十二號第一條ノ勞働者ハ農業、漁業、鐵業、土木建築、製造、運
搬車、仲仕業其ノ他雜役ニ關スル勞働ニ從事スル者ヲ云フ但シ家事ニ使用セラレ又ハ炊爨若
ハ給仕ニ從事スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 勞働者ニ與ヘラレタル許可ハ庭府縣長官ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ之ヲ取消スコ
トヲ得

三 從業ヲ許可スベカラサル勞働並裏伺ノ上許否ヲ決スベキ勞働ノ種類指定

内務大臣訓令(明治三十二年七月二十八日
内務省令第七二八號各廳府縣長官施行)

今般勅令第三百五十二號ヲ以テ清國臣民、無條約外國人、無國籍外國人ノ居住營業等ニ關スル件制
定相成猶内務省令第四十二號ヲ以テ其ノ施行細則相定候處右ハ主トシテ清國勞働者ヲ取締ルノ主旨ニ
有之即チ彼等ハ風俗ヲ素スノ虞有之候ノミナラズ帝國勞働者ト業務上競争ノ結果札擲ヲ生ジ產業社會
ニ紛擾ヲ來スハ勿論施テ公安秩序ヲ害スルニ至リ可申候ニ付省令第二條ニ該當スル勞働者ハ雜役ニ從
事スル者ヲ除クノ外總テ從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住シ其ノ業務ヲ行フコトヲ許可スベカラ
セラルベシ

四 地方長官限り許否スベキ雜役勞働指定

内務大臣訓令(大正元年十一月十六日
訓第一九二號)

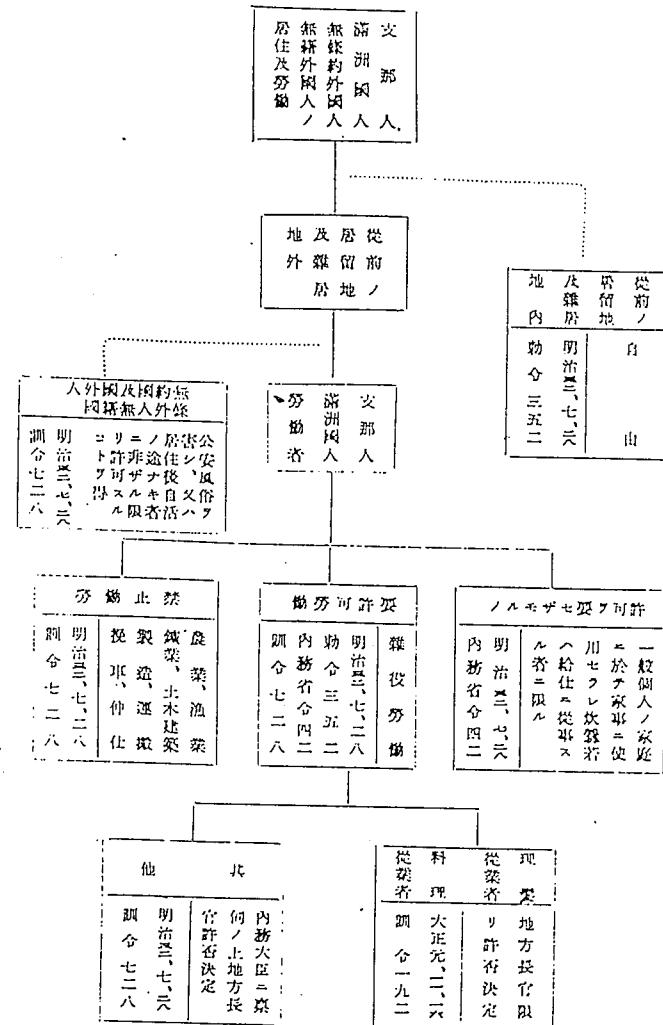
支那人ニシテ帝國內ニ居住シ雜役勞働ニ從事スル者ニ對シテハ明治三十二年七月訓令ニ依リ出願
ノ時々本大臣ニ稟請ノ上處理相成居候處自今左記ノ者ニ限リ稟請ヲ要セズ直ニ許否方取計フベシ
右訓令ス

右訓令ス

一、理髮從業者

- 一、料理從業者

以上法令ノ要旨ヲ表示スレバ左ノ如シ



第二章 支那人勞働許否ニ關スル實例及例規

- (1) 從來勞働者ノ範囲ニ屬セズト認メタル業務左ノ如シ
- (1) 音樂手 (例規集三七一頁)
 - (2) 產婆・鍼術・灸術 (同 三七二頁)
 - (3) 漁船賄長 (漁獲業務ニ從事セザルモノ) (同三七六頁)
 - (4) 藝妓及藝妓見習 (但明治三十四年四月二十七日內務省秘甲第八一號通牒ノ趣旨ニ依リ禁止スペ
(昭和七年十二月十四日內務省發聲第一五八號各廳府縣長官宛)
 - (5) (4) 自動車運轉手
(同三六九頁)
 - (6) 船舶小揚仲仕
(大正十二年十月十三日內務省秘第三〇號聲視總監宛)
- (2) 從來禁止勞働又ハ雜役勞働中許可スベカラザルモノト認メタル業務左ノ如シ
- (1) 農業手傳人 (例規集三八〇頁)
 - (2) 簾細工職 (同三八二頁)
 - (3) 刷子製造職 (同三八三頁)
 - (4) 自動車運轉手
 - (5) 船舶小揚仲仕

- (1) 埋立人夫 (右 同)
 建築手傳人夫 (右 同)
 荷車挽人夫 (右 同)
 麦芥運搬人夫 (右 同)
 自動車車掌 (例規集三七〇頁)
 下駄製造職 (同 三八六頁)
 ピアノ製造職 (同 三八九頁)
 洋服裁縫職 (大正十四年十月十三日内務省丘警第二一號福岡縣知事宛)
 麻雀牌製造職 (例規集四〇一頁)
 外國船乘組沖仲仕(本邦ニ上陸セザルモノ) (同 三七八頁)
 沖賣從業者 (同 三七九頁)
 銃止職 (同 三八四頁)
 燻豚片付人夫 (大正十二年十月十三日内務省秘第三〇號警視總監宛)
 潤渠浚渫人夫 (右 同)
 湯屋風呂焚人 (例規集三八七頁)
- (2) 製糸工場火夫助手(同 三九〇頁)
 集金係ヲ兼ネタル家事手傳人 (同 三九一頁)
 出前持 (同 三七二頁、三九三頁)
 製糸業 (同 三九四頁)
 ベンキ塗職 (同 三九六頁)
 看護婦、按摩術、マッサージ術 (同 三七二頁)
 毛皮加工職 (同 三九八頁)
 一般個人ノ家庭ニ非ガル商店等(例之料理店ノ給仕) (同三七四頁)
 牛肉販賣加工 (昭和八年二月十九日内務省媛警第一號愛媛縣知事宛)
 養雞業 (昭和七年十月五日警保局外發甲第二二四號各廳府縣長官宛)
 曾テ雜役勞働トシテ許可シタル業務左ノ如シ
 料理從業者 (例規集三五八頁)
 料理從業者 (右 同)
 菓子製造職 (大正十二年十月一日警保局外發乙第三號熊本縣知事宛)
 表具師 (大正十三年四月九日内務省秘第四一六號警視總監宛)

- (5) 麵麪製造職 (大正十三年四月十日内務省秘第四三七號警視總監宛)
 (6) 鹿銅育人夫 (大正十三年七月三十一日内務省秘第六八三號福岡縣知事宛)
 (7) 支那豆麵製造職 (大正十四年十一月十九日内務省山警第三二號山口縣知事宛)
 (8) 酒配達、賣却金取立 (大正十四年十二月二日内務省商秘第三三一號佐賀縣知事宛)
 (9) 室內彫刻並裝飾 (大正十五年五月十三日内務省視警第三八號警視總監宛)
 (10) 鎔頭製造職 (昭和二年七月二十九日内務省佐警第四號佐賀縣知事宛)
 (11) 支那蕷麥製造販賣 (昭和四年十二月二十四日内務省北警第二〇號北海道廳長官宛)
 (12) 支那料理營業者ノ料理製造從事 (例規集三六八頁)

(=) 禁止勞働ニ該當スルモ本邦産菜ノ發達ニ寄與スル點アリ又ハ本邦人經營ニ係ル在支工場ニ使用ス
 ル技術者養成ノタメ必要ト認メ特ニ許可セラレタル業務左ノ如シ

- (1) 無製造職 (大正十一年十月三日内務省秘第九五七號千葉縣知事宛)
 (2) 紡織操業見習 (大正十二年十月十三日内務省秘第二七號大阪府知事宛)
 (3) 紡織機要品製造見習 (大正十二年十二月二十六日内務省阪警第三二號大阪府知事宛)
 (4) 硝子板切作業見習 (大正十四年十月一日内務省丘警第三〇號福岡縣知事宛)
 (5) セメント製造見習 (大正十四年十月一日内務省山警第三九號山口縣知事宛)

- (6) 亞麻製線見習 (大正十五年一月十六日内務省北警第一號北海道廳長官宛)
 (7) 高粱酒釀造並高粱耕作 (昭和二年九月七日内務省福警第四號福岡縣知事宛)
 (8) 糜通製造職 (昭和九年二月六日内務省兵警第七號兵庫縣知事宛)
 (9) 地下足袋製造見習 (昭和九年六月二十日内務省丘警第一三號福岡縣知事宛)
 (10) 犬糞製造職 (昭和十年五月十六日内務省形警第四號山形縣知事宛)

第三編 報 告 關 係

可然取扱フコト

2

旅行許可

- A 同盟國（獨逸、伊太利、洪牙利、羅馬尼、滿洲國、中華民國及泰國ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ外交官（外交官身分證盟票ヲ有スル者以下之ニ同ジ）ニ對シテハ臨時措置令第九條ヲ局地的ニ適用シ左ノ地域ノ旅行ニ關シテハ許可ヲ要セザルコトトス（本省取扱）
關東地方各府縣及長野縣、山梨縣、靜岡縣、（アルゼンチン國外交官モ同様ニ取扱フコト）
外交官以外ノ一般同盟國人ノ旅行ニ就テハ正規ノ手續ニ依ラシムルモ容疑ノ點ナキ限り之ヲ許可スルコトトシ努メテ便宜ヲ與フルコトトス（日系外國人及アルゼンチン國人モ同様ニ取扱フコト）
C 外交官以外ノ一般同盟國人ニ對シテハ東京市横濱市間及大阪市神戸市間ノ往復旅行ニ限り申出アル者ニ對シ外國人ノ旅行等ニ關スル臨時措置令第六條第一項ノ要件ヲ具備セザル場合ト雖モ特ニ經路ヲ指定セザル定期旅行許可證ヲ發給シ其ノ旅行ニ便宜ヲ與フルコト
D 中立國ノ外交官ニ對シテハ東京横濱間ノ往復旅行ニ限り申出アル者ニ對シ特ニ定期旅證ヲ發給シ其ノ旅行ニ便宜ヲ與フルコトトス（本省取扱）

第五編 邦人渡航關係

第一章 滿洲國特別地區旅行ニ關スル事項

(一) 滿洲國特別地區旅行證明規則

（昭和十六年四月十五日內務省令第十號）

第一條 滿洲國內ニシテ別表ノ定ムル地域（以下單ニ滿洲國特別地區ト稱ス）ニ旅行セントスル者ハ旅行證明書ノ下付ヲ受クベシ但シ汽車又ハ航空機ニ依リ單ニ滿洲國特別地區内ヲ通過スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

旅行證明書ノ下付ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ニ依ル願書二通ニ寫眞二葉ヲ添附シ住所地所轄警察署長ニ願出ヅベシ

第二條 業務其ノ他特別ノ事由ニ因リ常時滿洲國特別地區内ニ出入スル必要アル者ハ前條第二項ノ手續ニ準ジ定期旅行證明書ノ下付ヲ受クベシ

定期旅行證明書ノ有效期間ハ證明ノ日ヨリ一年トス

第三條 國體ヲ引率シ滿洲國特別地區内ヲ旅行セントスル者ハ第一條第二項ノ手續ニ準ジ國體旅行證明書ノ下付ヲ受クベシ

第五編 邦人渡航關係

前項ノ場合ニ於テハ第二號様式ニ依ル名簿二通ヲ提出スベシ

第四條 旅行證明書、定期旅行證明書又ハ團體旅行證明書（以下單ニ證明書ト稱ス）ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ逕滯ナク住所地所轄又ハ最寄警察署長ニ届出ズベシ

前項ノ届出ヲ爲シタル者ハ證明書ノ再下付ヲ受タルコトヲ得

第五條 前四條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル證明書不要トナリ又ハ有效期間ヲ經過シタルトキハ逕滯ナク之ヲ住所地所轄警察署長ニ返納スベシ

第六條 本令ハ左ノ各號ニ掲タル者ニ之ヲ適用セズ

一 軍人軍屬共ノ他官公吏ニシテ正規ノ服裝ヲ爲シ又ハ所屬長ノ發給スル身分證明書ヲ攜帶スル者
二 十四歳未滿ノ者

第七條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 詐欺ノ方法ヲ以テ證明書ノ下付ヲ受ケタル者
二 他人名義ノ證明書ヲ使用シ又ハ之ヲ使用セシメ共ノ他不正ノ目的ヲ以テ證明書ヲ授受シタル者

附 則

本令ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

別 表

問 島 省	珲春縣
牡 丹 江 省	東寧縣、穆棱縣、綏陽縣
東 安 省	密山縣、虎林縣、饒河縣、寶清縣大和村
三 江 省	羅北縣、綏濱縣、同江縣、撫遠縣、富錦縣、鶴立縣（但鶴立砂河以南ヲ除ク）
北 安 省	北安縣（但訥謨爾河以南ヲ除ク）
黑 河 省	全部
興 安 東 省	布特哈旗火燒溝綽爾河流地方附近、喜札嘎爾旗
興 安 北 省	全部

第一回

蒲洲國特別地區旅行（定期旅行又八團體旅行）證明願

氏名（本人又八團體引率者）

寫眞撮影半身像
印契
六月以内ニ
正面脱帽
4.5×6cm型

性 生 年 月
別 日

一一
現本籍
住所地

戸主トノ綴柄

聊
業

旅行經路及行先地

卷之三

一旅行期間至自年月日

年月日

警察署長殿

右氏名詞

E

16

右之通旅行（定期旅行又八團體旅行）致度二付御認明相成度寫兵添附此段頗出候也

察署長

卷之三

第一號樣式

滿洲國特別地區旅行團體員名簿

滿洲國特別地區旅行團體員名簿

備考
工事等ノ爲濱瀬セントスル効能者ノ場合ヘ摘要欄ニ被災集地ヲ記入スルコト

(二) 滿洲國特別地區旅行證明規則取扱方依命通牒
〔昭和十六年四月十五日
內務省警備第二十七號〕

今般別紙制定理由ニ依リ滿洲國特別地區旅行證明規則公布セラレ來ル五月一日ヨリ實施相成候ニ付二
第五編 邦人渡航關係

般ニ周知方御措置相成ト共ニ其ノ取扱ハ概ネ左記各項ニ準據シ遺憾ナキヲ期セラレ度

此段依命及通牒候也

右省令ノ施行ニヨリ昭和十二年九月一日警保局外發甲第九四號「滿洲國特殊地帶旅行者ノ證明ニ關スル件」ハ之ヲ廢ス

記

一、規則第一條乃至第三條ノ規定ニ依ル旅行證明願ヲ受理シタルトキハ出願者ノ身許、性行、經歷、旅行目的ヲ調査シ支障ナシト認メラル者ニ限リ旅行證明ヲ爲スコト

二、旅行證明ハ願書及寫兵（團體旅行證明ノ場合ハ寫兵及團員名簿）ニ契印シ願書二通ノ末尾ニ「右旅行（定期旅行又ハ團體旅行）ヲ證明ス」ト奥書ノ上證明年月日及證明書ノ官職氏名ヲ記載捺印シ之ヲ出願人ニ交付シ他ノ一通ハ臺帳トシテ編綴シ三年間保存スルコト

三、規則第一條及第三條ニ依ル證明書ノ旅行期間ハ特別ノ事情ナキ限り三月以内トスルコト

四、規則第二條ニ依ル定期旅行證明書ノ下付ハ本人ノ業務上其ノ他特別ノ事由ニ依リ兵ニ已ムヲ得ズト認ムル者ニ限り其ノ濫用ヲ防止スルコト

五、規則第三條ニ依ル證明願ヲ受理シタルトキハ被引率者ニ對シテハ第一條ニ依ル手續ヲ免除シ引率者ニ對シ團體旅行證明ヲ與フルコト

團體旅行證明ハ概ネ三十名以上ノ團體ニ限リ之ヲ與フルコト

六、規則第四條第二項ニ依リ證明書ノ再下付ヲ爲スニ當リテハ願書一通（寫兵又ハ團員名簿添附）ヲ提出セシメ之ヲ第二ニ依リ保存中ノ願書ニ對照シ又ハ送ニ下付シタル警察署長ニ照會ノ上其ノ内容相違ナキトキニ限り第一ニ準シ奥書證明ヲ爲シ其ノ末尾適宜ノ個所ニ「再下付」ト附記スルコト

七、最寄警察署長再下付ヲ爲シタルトキハ此ノ旨住所地所轄警察署長ニ通報スルコト

八、規則第五條ニ依リ證明書ノ返納ヲ受ケタルトキハ第二ニ依リ保管中ノ臺帳ニ「返納済」ナル文字及受埋年月日ヲ記入シ返納セラレタル證明書ハ「無效」ナル印ヲ押捺シ適宜處理スルコト

滿洲國內旅行中證明書ヲ失又ハ毀損シタル旨届出アリタルトキハ右ニ準シ此ノ旨臺帳ニ記入スルコト

九、證明書下付ニ當リ旅行者ニ對シ左ノ各號及其ノ他旅行上必要ナル事項ニ付注意ヲ與フルコト

- (1) 證明書ハ旅行上絶對必要ナルニ付亡失毀損セザル様取扱ニ注意シ旅行中常時之ヲ携帶スルコト
- (2) 證明書ヲ所持スル者ト雖モ現地ノ國防上又ハ治安維持上必要アルトキハ滿洲國官憲ニ依リ旅行

ヲ制限セラルルコドアルベキヲ以テ同國官憲ノ指示ヲ遵守スルコト

(3) 滿洲國內旅行中已ムヲ得ザル事由ニ依リ旅行期間、經路、行先地等ヲ變更セントスルトキハ最寄滿洲國警察官署ニ届出デ其ノ認證ヲ受クルコト

(4) 滿洲國內旅行中證明書ヲ亡失シタルトキハ滿洲國軍機保護法施行規則ニ依リ最寄滿洲國警察官署長ニ届出ヅルト共ニ住所地所轄警察署長ニ届出ヅルコト

(5) 團體旅行證明書ノ下付ヲ受ケタル團體ノ引率者死亡、疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ旅行不能トナリタルトキハ被引率者ハ新ニ引率者ヲ定メ第三條ニ依リ證明ヲ受ケ又ハ各自第一條ニ依リ新ニ旅行證明ヲ受クルコト

被引率者中前記事由ニ因リ旅行不能トナリタルトキハ引率者ハ遲滯ナク證明ヲ受ケタル警察署長（出發後ナルトキハ最寄警察署長）ニ届出デ團員名簿ノ訂正ヲ受クルコト

(6) 滿洲國內旅行中前號ノ事故發生シタルトキハ最寄滿洲國警察官署ニ届出ヅルコト

(7) 旅行中特別ノ事情ニ因リ行先地ニ居住セントスルトキハ該地警察署長ニ其旨届出デ居住ニ付正規ノ手續ヲ履行スルコト

一〇、外國人ニ對シテハ已ムヲ得ザル場合ノ外證明ヲ與ヘザルコト

一一、證明書發給狀況ヲ別紙様式ニ依リ毎年末現在ニ於テ調査シ翌年一月二十日迄ニ本省ニ報告スル

コト

一二、旅行證明ニ關シテハ手數料ヲ徵收セザルコト

別紙様式

滿洲國特別地區旅行證明書發給調

備 考	興 安 東 省	合 計		種 別	內 地	人 明 洋 人	昭 和 年 度
		團 體	定 期				
一、種別摘要ハ國籍別ニヨリ必要數精算ノ上記入ノコト							
二、行先數省ニ涉ルトキハ主要數精算ノ上記入ノコト							
三、團體總數ノ上記入ノコト							

四

二、旅行證明ニ關シテハ手數料ヲ徵收セザルコト

別編卷之三

清沙國特別地區旅行證明書發給調

100

二、行様別欄ハ國籍別ニヨリ必要數增加ノ上記入ノコト
先別省ニハ沙ルトキハ主某目的地省ニ記入ノコト
屬性欄ニハ屬體數ヲ朱記ノコト

(三) 移住者ニ關シ證明書發給方

警保局長通牒(警保局外發甲第47號)參照

移住者ニ對シテモ凡テ一應旅行者ト看做シ取扱方依命通牒左記三及九ノ(7)ニ依リ取扱フコト

右移住者ガ該地區到着後滿洲國國防治安上支障ナキ場合ニ於テハ滿洲國ニ於テ同國軍機保護法施行規則第二十一條所定ノ手續ヲ履行セシムルコトニ滿洲國側ト交渉濟

(四) 官公吏ノ身分證明書發給方

警保局長通牒(警保局外發甲第74號)參照

滿洲國特別地區旅行證明規則第六條ニ依リ軍人軍屬其ノ他ノ官公吏ニ對シ發給セラルル身分證明書ノ様式ヲ別紙ノ通リ一定シ又右同條制規ノ服装ヲ爲ス者ノ中證明書ヲ要セザル官吏ノ範囲ヲ軍人軍屬及警察官吏ニ限定シ、且公吏ニ對シテハ監督官廳タル廳府縣長官ニ於テ發給スルコトトシテ取扱フコト

別紙様式

身 分 證 明 書

所 屬

官 職 氏 名 生 年 月 日

一 用 務

二 行 先 地

三 期 間

右公務ノ爲滿洲國特別地區内ニ出張スルモノナルコトヲ證明ス

年 月 日

所 屬 長 官 氏 職 名

第二章 渡支邦人暫定處理ニ關スル件

(一) 取扱方針 (昭和十五年五月七日閣議決定)

從來渡支者ニ對スル身分證明書ノ發給ニ關シテハ昭和十二年八月三十日附米三機密合第三七七六號外務次官發各地長官宛依命通牒「不良分子ノ渡支取締方ニ關スル件」ニ依リ取扱ヒ主トシテ本人ノ素性、經歷、平素ノ行動等ニ徵シ渡支後不正行爲ヲ爲ス虞ナキヤ否ヤヲ考慮ノ上其ノ虞ナキ者ニ限り右證明書ヲ發給シツツアリシ處該制度實施以來客年十二月末迄ニ於ケル本邦人渡支者ノ延人員ハ五十萬人ニ達スル狀態ナリ一方現地ニ於ケル圓系通貨(聯銀券、軍票等)ノ膨脹著シク之ガ價值維持ノ必要上極力是等圓系通貨ノ氾濫ヲ防止スルノ措置ヲ講ズルハ喫緊ノ要務ナル處此種通貨ノ氾濫ヲ防止スル手段ニ關シテハ各方面ニ涉リ夫タノ見地ヨリ詳細ニ検討考慮ヲ要スベキコト勿論ナルモ上記ノ渡支者ニ於テモ夫タ相當ノ邦貨ヲ携行シ現地ニ於テ圓系通貨ヲ放出スル次第ニテ其ノ額ハ一ヶ年間概ね一億圓ノ巨額ニ達スル實情ナルニモ鑑ミ此方面ヨリスル圓系通貨ノ膨脹ヲ防止スルコトモ亦極メテ緊要ナリ然ルニ是等個人又ハ團體ノ中ニハ其ノ渡支ノ目的理由等ニ徵シ必ズシモ上述ノ如キ現地ノ切迫シタル實情ヲ無視シテ迄渡支セシムルノ必要ナキ者多々有之モノト認メラルルノミナラズ観察、慰問等ニ藉口スル不要不急ノ旅行客亦尠カラザル現狀ナルニ付テハ渡支身分證明書ノ發給ニ當リテハ獨リ

監察上ノ取締ニ止マラズ 現地ノ實情ト睨ミ合セ在支圓系通貨放出制限ノ見地ヨリ不必要ト認メラル
邦人ノ渡支ハ極力制限スルコト適切緊要ナリ

仍テ今後ハ從來ニ於ケル不良分子ノ取締ノ外概ネ別紙ノ取扱方針ヲモ併セ實施シ不要不急ノ目的ニ
出ヅル支那渡航ヲ禁止シ以テ國策ノ緊急性ニ即應スルコト致度

別紙取扱方針

一般ニ視察ヲ目的トスル支那渡航ハ當分ノ間之ヲ禁止スルコトトシ其ノ他特ニ支那渡航ヲ要スルモノニ對シテハ左記ニ該當スル場合ニ限り所轄警察署長ニ於テ身分證明書ヲ發給シ渡航セシムルモノトス
外地ニ於テモ本方針ニ準ジ措置スルモノトス本方針ハ支那現地ノ事態ノ許スニ到リタルトキハ速ニ之ヲ緩和スルモノトス

記

- 一、慰問(演劇又ハ演説ニ依ル慰問ヲ含ム)ノ爲渡支セントスル者(團體ヲ含ム)ニ就テハ豫メ陸海軍省ノ承認ヲ得タルモノ
- 二、家事用務ノ爲一時渡支セントスル者ニ就テハ在支關係者ノ所轄領事館警察署ノ證印ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ

- 三、商取引ノ爲一時旅行セントスル者ニ就テハ在支關係會社商店又ハ取引先ノ所轄領事館警察署ノ證印ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ
- 四、定住又ハ現地勤務ノ爲渡支セントスル者ニ就テハ行先地所轄領事館警察署ノ證印ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ又ハ在支陸海軍ノ發給シタル軍屬タルノ身分證明書(呼寄證明書ヲ含ム)ヲ有スルモノ
- 五、其ノ他ノ者ニシテ兵ニ已ムヲ得ザル事情アリト認メラルモノ

(二) 取 扱 要 領

- 一、日本内地及外地ヨリ視察ヲ目的トスルモノニ非ズシテ特ニ支那渡航ヲ要スル一般邦人(朝鮮人、臺灣籍民ヲ含ム)ニ對シテハ左記ニ該當スル場合ニ限り居住地所轄警察署長ニ於テ第一號様式ノ渡支身分證明書ヲ發給ス

滿洲國在留者一時本邦ニ歸國シ支那ヲ經由歸滿セントスルトキ亦同ジ

- (イ) 慰問ノ爲渡支セントスル者ハ陸軍關係ニ在リテハ聯隊區司令部又ハ師團司令部(經理部)ヲ經由シ陸軍省憲兵部海軍關係ニ在リテハ鎮守府、要港部又ハ地方海軍人事部ヲ經由シ海軍省軍務局第四課ニ各出願シ其ノ承認ヲ受ケ第二號様式ニ依ル證明書ヲ下附セラレタル者

- (口) 近親者ノ葬儀及養護看護等兵ニ已ムヲ得ザル場合及本邦在學中ノ支那在住者ノ子女署中休暇ヲ利用シ、親許ニ赴ク者等家事用務ノ爲一時渡支セントスル者ニシテ在支關係者ノ所轄領事館警察署發給ニ係ル第三號様式ニ依ル證明書ヲ所持スル者夫又ハ親許ニ一時渡支セントスル者ハ緊急ノ場合ノ外之ヲ認メザルモノトス
- (イ) 在支關係會社商店又ハ取引先トノ間ニ現實ニ商行爲存在シ又ハ具體的ナル商業進出者ニシテ渡支セザレバ兵ニ處理シ難キ事情アル而取引ノ場合ニ於テ在支所轄領事館警察署發給ノ證明書ヲ所持スル者
- 但シ渡支後數領事館管轄地域ニ亘リ旅行セントスル者ハ其ノ一領事館警察署發給ノ證明書ヲ所持スルヲ以テ足ル
- (ロ) 半永久的ニ支那ニ居住シ具體的計畫ト所要ノ準備トヲ以テ一般實務ニ從事又ハ在支商社ニ勤務スル者及其ノ家族(内線關係ニアル配偶者、家事使用人ヲ含ム)ニシテ行先地所轄領事館警察署發給ノ證明書ヲ所持スル者
- (ハ) 現地軍ノ採用ニ係ル軍屬又ハ雇傭人ニシテ陸軍ニ在リテハ在支派遣高等司令部、憲兵隊及特務機關海軍ニ在リテハ艦隊司令部、在勤武官、根據地隊司令部及特務部發給ニ係ル身分證明書ヲ所持スル者又ハ渡支後以上各軍關係ニ採用セラル見込ノ者ニシテ當該軍發給ノ呼奇證明書ヲ所持スル者
- スル者
- (イ) 現地軍ニ配屬セラル軍屬又ハ軍雇傭人ニシテ陸海軍省ニ於テ採用セラレ陸軍省ニ在リテハ第四號樣式、海軍省ニ在リテハ第五號樣式ニ依ル證明書ヲ發給セラレタル者
- (ウ) 現地勤務ノ軍屬又ハ軍雇傭人ノ家族呼寄ニヨリ渡支セントスル者ニシテ所屬部隊長發給ノ家族呼寄許可書ヲ所持スル者
- (エ) 從軍官、從軍神官、從軍記者、從軍畫家等ノ從軍者ニシテ陸海軍省ノ發給スル從軍免許證ヲ所持スル者
- (オ) 家族ノ死亡、急病其ノ他ニ準ズベキ要急ノ際ニシテ所轄領事館警察署發給ノ證明書ノ下附ヲ受クル暇ナク兵ニ已ムヲ得ザル者
- (カ) 政治、經濟、文化的見地ヨリ事變處理ニ直接且積極的ニ關係アル者ニ就キ興亞院又ハ外務省ニ於テ關係官廳ト協議ノ上承認セラレ興亞院ヨリハ第六號樣式、外務省ヨリハ第七號樣式ニ依ル證明書ノ發給ヲ受ケタル者
- (キ) 一時歸國中ノ在支那人又ハ新規渡支者ニ與ヘラレタル在支帝國領事館發給ノ證明書ニ其ノ同伴者トシテ明記セラレタル者
- 但シ婚姻ノ爲一時歸國シタル者ノ身分證明書ニ「婚姻ノ爲歸國スル」ノ旨記載アリタルトキハ

配偶者ノ氏名、年齢等ノ明記アルヲ要セズ

(イ) 本邦ニ於テ婦女（蘇妓、酌婦、女給等）雇入ノ爲一時歸國シタル在支接客營業者ニ對シ與ヘラレタル在支帝國領事館警察署發給ノ證明書ニ雇入員數ヲ明記セル場合其ノ員數ニ相當スル被傭婦女

二、労務調整令ニ依ル雇入就職制限ノ適用ヲ受クル者ニシテ雇傭セラレテ渡支セントスル者ニ對シ渡支身分證明書ヲ發給セントスル場合前項ノ證明書ノ他ニ其ノ被傭者又ハ雇傭主ニ與ヘラレタル第

八號様式ニ依ル國民職業指導所長發給ノ證明書ヲ必要トス

三、左記各號ニ該當スル渡支者ニ對シテハ警察署長渡支身分證明書ノ發給ヲ要セズ

(イ) 公務ノ爲派遣セラル官公吏（日系招聘官公吏ヲ含ム）其ノ他ノ者及現地赴任ノ官吏ノ家族使用人ニシテ永住ノ目的ヲ以テ官吏ノ任地ニ赴ク場合派遣官廳（公吏ニ對シテハ廳府縣長官）ニ於テ發給セル第九號様式ニ依ル身分證明書ヲ所持スル者

(ロ) 現役又ハ召集中ノ帝國軍人軍屬ニシテ制服ヲ着用スル者

(ハ) 現役又ハ召集中ノ帝國軍人軍屬制服以外ノ略服ヲ着用スル者ニシテ陸軍ニ在リテハ第一〇號様式ニ依ル所屬隊長、海軍ニ在リテハ第一一號様式ニ依ル所屬廳長ノ發給スル身分證明書ヲ所持スル者

ル者

(二) 帝國政府發給ノ支那渡航旅券（臺灣籍民ニ對シ發給スル渡航證明書ヲ含ム）ヲ所持スル者

(イ) 正規渡航者ノ同伴者ニシテ十五歳未滿ノ者

(ア) 一時歸國中ノ在支邦人ニシテ在支帝國領事館發給ノ證明書ヲ所持スル者但シ一時歸國中ノ者再

渡支前證明書ノ有效期間ヲ經過シタル者ヲ除ク

四、警察署長ハ渡支身分證明書發給ニ關シテハ手數料ヲ徵收セザルモノトス

五、警察署長渡支身分證明書下附ノ出願アリタルトキハ第一二號様式ニ依ル願書ヲ徵シ本人ノ身分、職業、渡航目的、期間、關係文書等ヲ調查シ左ノ通リ取扱フベシ

(イ) 素性、經歷、平素ノ言動等不良ニシテ渡支後不正行爲ヲ爲スノ虞アル者ニ對シテハ渡支身分證明書ヲ發給セザルコト

(ロ) 關係軍、官廳發給ニ係ル文書ヲ有スル者ニ關シ詐欺ノ方法ヲ以テ文書ノ交付ヲ受ケタル疑アリ又ハ身分關係ニ疑義アリ其ノ他特ニ阻止ヲ要スル場合ハ本省ニ稟議ノ上其ノ措置ヲ決スルコト

(ハ) 取扱要領一ノ(イ)ニ該當スル者ニ對シ渡支身分證明書ヲ發給セントスルトキハ之ヲ證スルニ足ル資料等ヲ慎重精査ノ上決スルコト

(二) 渡航ヲ阻止シタル場合ハ克ク渡航制限ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト

六、保釋中ノ者、刑ノ執行猶豫中ノ者、刑ノ執行停止中ノ者、假出獄中ノ者、其ノ他裁判（豫審又

(六) (公判) 繫續中ニシテ身柄不拘束ノ者等渡支ヲ出願シタル場合ハ豫メ所轄檢事局ト打合ノ上許否ヲ決定スルコト

(七) 關係軍、官廳ニ於テ發給シタル證明書及共ノ他參考書類ハ許否決定ト同時ニ返戻スルコト

(八) 陸海軍省ノ許下ヲ受ケタル從軍者及興亞院又ハ外務省ノ渡支承認書ノ下附ヲ受ケタル者ニ對シ渡支身分證明書ノ發給ヲ拒否シタルドキハ速ニ其ノ理由ヲ附シ本省ニ報告スルコト

(九) 取扱要領ニ依ル第八號様式證明書所持者ニ對シ身分證明書ノ發給ヲ拒否シタル場合ハ之ヲ發給シタル國民職業指導所長ニ證明書ノ番號及氏名ヲ通報スルコト

(十) 左ニ該當スル者渡支セントスル場合ハ勞務調整令及同關係法令適用ノ有無ニ關シ調査ヲ爲スコト

(1) 年齢十四年以上六十年未滿ノ男子又ハ年齡十四年以上四十年未滿ノ女子タル技能者

(2) 國民學校初等科ヲ修了シ又ハ同校高等科ヲ修了若ハ中途退學シタル後二年ヲ經過セザル者ニシテ技能者タラザル者

(3) 年齡十四年以上四十年未滿ノ男子又ハ年齡十四年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ技能者及國民學校修了者タラザルモノ(一般青壯年)

(十一) 取扱要領一ノ(二)該當スル在支接客營業者ノ本邦ニ於テ雇入レタル婦女ニ對シ渡支身分證明書

ヲ與ヘントスル場合ハ各營業署毎ニ營業者ノ所持スル在支領事館警察署發給ノ證明書ニ其ノ發給セシ員數ヲ記入シ署印ヲ押捺スルコト

取扱要領一ノ(三)但書ニ該當スル配偶者ニ對シ渡支身分證明書ヲ與ヘントスル場合ハ婚姻ノ爲一時歸國シタル者ノ所持スル在支領事館警察署發給ノ證明書ニ配偶者ノ氏名、年齡ヲ記載シ署印ヲ押捺スルコト

(十二) 十五歲未滿ノ同伴者ハ之ヲ世帯主其ノ他ノ引卒者ノ渡支身分證明書ニ併記シ寫眞ハ之ヲ省略スルコト

(十三) 關係軍、官廳國體ニ對シ證明書ノ下附アリタルトキハ第一三號様式ニ依ル圓體渡支身分證明書ヲ發給スルコト

(十四) 渡支身分證明書再下附ノ出願アリタル場合ハ疊ニ發給シタル警察署ニ願人ノ寫眞ヲ添附照會ノ上事實上相違ナキトキニ限り再下附ヲ爲スコト

(十五) 一時歸國中ノ在支邦人ニシテ在支帝國領事館發給ノ證明書ヲ所持スル者再渡支前證明書ノ有效期間ヲ經過シタル爲證明ヲ出願シタルトキハ其ノ遲延ニ付正當ノ理由アル場合ニ限り居所又ハ出發港(航空機ノ出發地ヲ含ム)所轄警察署長ハ其ノ所持スル在支帝國領事館發給ノ證明書ニ與齊證明ヲ爲スコト

六、出發港又ハ航空機ノ出發地所轄警察署長ハ正規ノ手續ニ依ラズ又ハ一時歸國者ニシテ證明書ノ有效期間ヲ失シタル者ヲ發見シタルトキハ乘船又ハ塔乗ヲ阻止スルコト

證明書ノ發給手續ニ瑕疵アリト認メラルル場合ハ重大ナル支障ナキ限り之ヲ發給シタル關係方面ニ通報シ注意ヲ喚起スルニ止メ其ノ乘船又ハ塔乗ヲ阻止セザルコト

七、警察署長ノ發給セル渡支身分證明書ニ關シテハ第一四號様式ニ依リ毎月末日現在ヲ以テ調査シ翌月十日迄ニ本省ニ報告ノコト

第一號様式

渡支身分證明書

署印

寫眞

職業現住所

右證明ス
一、支那へ渡航ヲ必要トスル
期理目的
問由
年月日

警察署長官 氏 名 四
生年月日名

第二號樣式

渡 檢 證 第 號 (又ハ〇〇第 號)

證 明 書

住 所

職 業 氏 名

右者

ノ目的ヲ以テ昭和 年 月 日出發向

フ 日間ノ豫定ニテ

ニ旅行スルモノナルコトヲ證明ス

陸軍省 検兵部團

又ハ 海軍省 副官團

第三號樣式

渡 支 事 由 證 明 願
一、渡支セントスル本人

本 職 現 住 業 所 籍

一、保 証 人
職 現 住 業 所 籍

氏 生 年 月 日 名

氏 生 年 月 日 名

一、渡支ヲ必要トスル事由
右之通相違無之事ヲ御證明被下度及御願候也

右 (本人又ハ保證人) 氏

領事館警察(分)署長殿

右 在 明 ス
年 月 日

在 領事館警察(分)署長 氏 名 團

第四號様式

身 分 證 明 書

本 籍 地

氏 名 生 年 月 日

右者ハ何部隊軍屬ニ採用セラレ赴任ノ爲渡支スルモノナルコトヲ證明ス

昭 和 年 月 日

陸軍省軍務局軍務課長

印

第五號樣式

身 分 證 明 書

一、海南島ニ於テ現地三省會議ノ指令ニ基ク業務ニ從事スル爲渡航

右 證 明 ス

昭 和 年 月 日

海軍省軍務局長

印

備 考

一、本證明ヲ興亞院ニ持參シ興亞院ノ證印ヲ押捺セル文書ノ下附ヲ受ケ更ニ所轄警察

署長ノ身分證明書ノ發給ヲ受クルモノトス

一、本證明書ハ必ず海南島到着迄携行スルヲ要ス

第六號樣式

渡航承認書

現住所

職業

一、用務也

一、期間

右ノ者渡航申出ノ處必要ナリト御承メ茲ニ

興亞院印

右ノ者渡航申出ノ處必要ナリト認メ茲ニ承認スルモノナリ

第七號樣式

米三普通第號

年月日

警 察 署 長 殿

外務省圖書名氏

右者

ヘ渡航スルニ付渡支身分證明書ヲ發給セラレタシ

第八號樣式

第 號	證 明 書	住 所	氏 名
			年 月 日 生
記			
一 履 僱 主 の 氏 名	一 使用 の 場 所 の 名 種 及 所 在 地	年 月 日	國 民 職 業 指 導 所 長
			圓

参考

(一) 本證明書ハ左ノ場合ニ於テ發給セラル
技能者勞務調整令第四條ノ規定ニ依リ認可又ハ紹介ヲ受ケタル雇傭主又ハ被傭者ヨリ申請アリタル場合
(二) 國民學校修了者同令第六條ニ依リ紹介又ハ同令施行規則第六條第一項第五號ニ依リ認可ヲ受ケタル雇傭主又ハ被
傭者ヨリ申請アリタル場合
(三) 一般者批年同令第七條第一號ニ依リ紹介又ハ同様第三號ニ依リ認可ヲ受ケタル雇傭主又ハ被傭者ヨリ申請アリタ
ル場合

第九號樣式	身 分 證 明 書	官 職 氏	名
		生 年 月 日	
一、支那へ渡航ヲ必要トスル目的・用務			
右 證 明 斯			
年 月 日			
(派遣官廳) 官 職 氏			
名			

身 分 證 明 書

官 氏

名

右六

右 證 明 史

昭 和 年 月 日

ノ爲渡支スルモノナリ

所屬部隊長 氏

名

年 月 日 生

第十一號樣式(海軍省ノ分)

身 分 證 明 書

官 氏

年 月 日 生

名

右六

右 證 明 史

昭 和 年 月 日

廳 長 氏

名

ノ爲渡支スルモノナリ

第十二號様式

寫眞

渡支身分證明書下附願

一、本籍	二、現住所	三、職業	四、氏名(及別名)
五、兵役關係	六、支那ニ渡航ヲ必要トル目的理由	七、渡航ノ經路及行先地	八、期間 自昭和 年月 日 至昭和 年月 日
九、關係軍官廳發給證明書	昭和 年月 日	年月日生	
一〇、支那ニ居住セシ事實			
右之通り相違無之候條渡支身分證明書發給相成度此段及御願候也			
警察署長 殿	右 氏 名	圓印	寫眞

警察署長

右

氏

名圆

昭和 年月日

年月日

至昭和 年月日

年月日

生

第十三號様式

署印
寫眞
圓體渡支證明願
引率責任者
本籍
職業
又藝
ハ別
名名
氏
名
年
月
日
生
年
月
日
名

氏
年
月
日
生
年
月
日
名

番號	住本所籍	職業	又藝 ハ別 名名	氏 名	年 月 日 生

右一行
リ向フ
年
月
日
名慰問ノ目的ヲ以テ(外務省又ハ興亞院ノ承認ニヨリ)昭和年
月
日ヨ
日間ノ豫定ニテ
ニ旅行スルモノナルニ付御證明被下度此段及願上候也

右證明ス
警察署長殿
年
月
日

引率責任者
印

警察署長印

第十四號様式

渡支身分證明書發給調月分（月分）

縣府縣名

種別	地方別				
	北支	中支	南支	奧支	計
『官公吏其他ノ者』					
×軍屬及軍雇僕人					
慰問旅行者					
家事用務者					
商取引者					
定住又ハ現地勤務者					
接客營業從事婦女					
取扱要領ノ一ノ(次)ニ該當スル者					
計					

備考

- (1) 「官公吏其ノ他ノ者」中日係官吏又ハ招聘官吏へ同欄左側ニ朱書スルコト
 「軍屬及軍雇僕人」欄ニハ渡支後軍屬又ハ雇僕人トシテ採用ノ見込ヲ以テ現地車發給ニ係ル身分證明書ヲ所持シテ渡支スルモノヲ掲記シ現役若ハ召集中ノ軍人軍屬ヘ之ヲ合マザルコト
 「家事用務者」中取扱要領ノ一ノ(3)該當者へ同欄左側ニ朱書スルコト
 「支那ニ於ケル地方別左ノ如シ」
- (4) (3)「家事用務者」中取扱要領ノ一ノ(3)該當者へ同欄左側ニ朱書スルコト

奥 南 支
 中 支
 西 西
 廣 江
 康 海
 東 西
 藏 江
 新 貢 福
 遼 州 建 微
 吉 売 四 湖 山
 夏 南 川 南 東
 甘 河 湖 山
 雜 南 北 西